

7 分散型エネルギー・システムの構築

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

- (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、災害時も停電のないくらいを実現するため、新築・増改築する建築物について、日照条件等から設置が困難なものを除き、太陽光発電等の創エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること。

◆現状・課題

建築物省エネ法において、大規模及び中規模の非住宅を新築・増改築する場合は、省エネ基準に適合させることが義務付けられており、それ以外の建築物を新築・増改築する場合についても、義務化に向けた法改正の手続が進められている。

しかし、建築物への太陽光発電等の再生可能エネルギー・コージェネレーションなどの創エネ設備の設置は、義務付けされていないため、現状、一部の建築物への導入に留まっている。

そこで、日照条件等から設置が困難なものを除いて、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」での議論を踏まえ、創エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させる必要がある。

(参考) 建築物省エネ法改正案の概要

	非住宅	住宅	[改正前]	[改正後]
大規模建築物（2,000 m ² 以上）	適合義務	届出義務		
中規模建築物（300 m ² 以上 2,000 m ² 未満）			⇒	適合義務 〔2025年度までに施行〕
小規模建築物（300 m ² 未満）		説明義務*		

* 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適否等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への太陽光発電等の創エネ設備の設置が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

- (2) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及び建築事業者等が有するZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電やコージェネレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やB E L S(建築物省エネルギー性能表示制度)認証を受けていないZ E Bの建築実績の情報は、建築事業者等から開示されていない。

そこで、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(3) 住民の多くが集合住宅に居住する都市部においてE Vを普及させるため、集合住宅へのE V充電設備の導入に向けた取組を推進すること。

◆現状・課題

集合住宅へのE V充電設備設置については、費用負担の課題に加え、管理組合の情報不足や住民の合意形成の難しさ等が導入の課題となっている。

そのため、費用負担を極力抑えるための財政的支援に加え、意思決定や補助金申請の手続などを支援するアドバイザーの派遣といった、伴走型の支援制度構築などの措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

都市部におけるE Vの普及促進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、**水素ステーションの整備促進など、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び「第6次エネルギー基本計画」を踏まえた、水素利用拡大のための取組を推進すること。**

◆現状・課題

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社（J H y M）が整備を進めているものの、燃料電池自動車（F C V）ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び「第6次エネルギー基本計画」を策定し、その中で水素は発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の利用拡大に向けては、規制緩和や財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備促進などにより、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)